

京都市告示第444号

京都市地球温暖化対策条例第35条第2項の規定に基づき、建築物排出量削減指針の一部を改正する指針を次のように制定します。

平成24年3月22日

京都市長 門川 大作

第9条の「環境政策局地球温暖化対策担当局長」を「都市計画局建築技術担当局長」に改正する。

別表第2資料番号8の項目の次に次の1項を加える。

9	資料番号1から8までの結果に係る情報を記録したCD-ROM (提出は1部提出とする)	特定建築物の名称
---	---	----------

別表第2資料番号9を10とし、10を11とし、11を12とし、12を13とし、13を14とし、14を15とし、15を16とし、16を17とし、17を18とし、18を19とし、19を20とし、20を21とし、21を22とし、22を23とし、23を24とし、24を25とし、25を26とし、26を27とし、27を28とする。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)